

## 庾信の碑傳文

原 田 直 枝

京都大學

私たちは、一人の人間についての記述を通して、少なくとも二人の人間の「個」を読み取ることができる。第一に記述対象の人物。場合によってはその人物をとりまく環境——近くは家族から遠くは國家社會まで——をも読み取ることができる。第二に書き手自身。その記述のしかたを通して他者〓対象の捉えかた、見方、といったもの、廣く言えば世界の捉え方、を窺うことができるが、それは往々にして當時の文學環境を反映していることがある。してみれば、そうした記述のしかたの變遷に、時代時代の人々の形象の捉え方の變化を読み取ることも可能かも知れない。

中國の詩文の中で、人物を捉えた記述はさまざま形式で行われてきた。① 正史の本紀や列傳は無論その一つだが、單行の詩文でも、例えば歴史的人物についての論、詠史詩

や江淹「雜體詩」のような題詠的な詩、果ては『世說新語』に於けるような細大とり混ぜた人物評、そして碑誌傳狀の文まで、幅廣い。いま最後に舉げた碑誌傳狀は、「碑」「誌」が元來それぞれ文を刻む媒體「墓碑」「墓誌」を指すことから明らかかなように、一人の人物の生涯を対象に、當人の死後ほどなく墓葬に前後して書かれる、という實用的な由來を持つジャンル。さらには、公式の傳記である正史の列傳に對してその資料を提供する存在でもあって、名稱を異にする「誄」や「行狀」も普通このジャンルに算え得る。②

これに關する早い時期の解説としては、例えば同一篇で「碑」「誄」を扱う『文心雕龍』誄碑篇では、「碑」をめぐる沿革と特長を次のように簡潔に述べる。

自後漢以來、碑碣雲起、才鋒所斷、莫高蔡邕。……其敘事也該而要、其綴采也雅而澤、清詞轉而不窮、巧義出而卓立。……夫屬碑之體、資乎史才。其序則傳、其文則銘、標序盛德、必見清風之華、昭紀鴻懿、必見峻偉之烈、此碑之制也。

後漢自り以來、碑碣雲のごとく起る。才鋒の斷する

所、蔡邕より高きは莫し。……其の事を敘するや該にして要、其の采を綴るや雅にして澤なり。清詞轉して窮まらず、巧義出でて卓立す。……夫れ碑を屬するの體は、史才に資る。其の序は則ち傳、其の文は則ち銘、盛徳を標序すれば、必ず清風の華を見わし、鴻懿を昭紀すれば、必ず峻偉の烈を見わす。此れ碑の制なり。

ここに見える通り、死者の生前の行迹を哀悼をこめて記述する文としての碑文は、後漢の蔡邕以來本格的な系譜を辿り始める。また、一種の「個人史」でもある緣で、これを草するには「史才」が物を言うジャンルでもある。晉の潘岳が「馬汧督誅」序（『文選』卷五七）で、自分がいま誅を草する所以として、「史臣班固」が司馬叔持のために誅を草したという例を引き、それを承けて「忠孝義烈の流、慷慨して非命にして死んだ者」については「綴辭の士」がその行蹟を見放しにはしないもので、「微臣」自分も「舊史の末」に連なる者として馬氏のために誅を草するのだ（然則忠孝義烈之流、慷慨非命而死者、綴辭之士、未之或遺也。天子既已策而贈之。微臣託乎舊史之末、敢闕其文哉）と明言している

庾信の碑傳文（原田）

のなど、碑傳文が書き手に「史」的敘述を意識させる性格を具えるものであったことを傳える好例と言えよう。要するに碑傳文は、もともと實際的用途に即して生まれ、かつ「文」「史」の範疇の交わる部分に位置するようなジャンルであった。とりわけ、劉勰の指摘する如く「傳」記的内容・スタイルをとる、碑銘・墓誌銘・誄にそれぞれ先行する無韻部分、しばしば「序」と通稱される文の部分に於てはそうであった、と見て差し支えない。

その後、中唐の韓愈に於て古文の碑傳文が試みられるまで、六朝期の碑傳文は駢儷體で書かれ續けたが、周知の通り、これは從來評價が芳しからず、たとえ駢文を奉ずる立場からであっても、全面的支持は與えられていない。例えば清代に『皇朝駢文類苑』を編んだ姚燮は、その敘録「墓誌銘類」の條で「齊梁周魏之世」の碑傳文の名手に王儉・沈約・溫子昇・庾信の名を挙げながらも、これが韓愈以降の古文のものに及ばないことを明言している。<sup>③</sup>かく、中國文學史に於て、碑誌傳狀の文と言えば普通には中唐の韓愈以降の古文によるものが想起され、中唐以前の文は從來少

なくとも「文學」としての検討対象とは扱われにくい傾向があった。<sup>④</sup>その理由を探ってみると、書き手及び記述対象の「個」が浮かんでこない、言わば没個性、という評價に求められるように見える。今日に於て人物像とは、十人いれば十様に、百人いれば百様に異なるのが當り前のものとされ、同時にその差異を巧妙に描き出す書き手の主體性が重視される。その目で見れば中唐以前の碑傳文に對する右のような評價も仕方ないものかも知れない。

しかし、たとえ今日から見ても「文學」の範疇には入れ難いものでも、より廣い文章史の目で見れば、六朝期碑傳文に於ける諸特徴は、當時の人物の捉え方、その表現の仕方 を考察する上では重要な手がかりにできるものなのではあるまいか。まして中唐を界とする大きな轉換を視野に入ればなおさら、ここには古文・駢文の相違という現象のさらに根底をなす、本質的な問題が横たわってさえいるように見える。すなわち、たまたま文體の相違として識別されるその相違を必然たらしめている、人が人の「個」を把握する認識の仕方そのものの相違或いは變化について解明す

る諸が。こうした點から、本論では、人物についての記述の流變を、特に六朝から唐に至る時期の碑傳文に即して検証する作業は十分に意味があると考え、些か論述を試みるものである。

一

さて、六朝期の碑傳文數ある中でも、その末期に當る北周期、後に「其の駢偶の文は、則ち六朝の大成を集め、而うして四傑の先路を導く。古より今に迄るまで、屹然として四六の宗匠たり（其駢偶之文、則集六朝之大成、而導四傑之先路。自古迄今、屹然爲四六之宗匠）」（庾開府集箋註「提要」）と稱され駢文史上に重要な位置を占める庾信（五一三〜五八一年）が草した碑傳文で、今日に傳わるものは、全部で三十一篇<sup>⑤</sup>。具體的には「神道碑」及び「墓誌銘」と題されているものがこれに當る。比率は前者が十二篇に對して後者は十九篇、墓誌銘のほうは婦人を對象とするもの十篇を含む。この篇數は、他の文人に比べてかなり多い。因みに嚴可均『全上古三代秦漢三國六朝文』に輯録されて傳わる碑

傳文で見れば、梁の簡文帝十七篇・沈約十三篇・梁元帝九篇、任昉八篇、江淹七篇、齊の謝朓六篇、さらに誄・祭文等も含めれば、哀悼の詩文に優れることで知られる西晉の潘岳で二十餘篇、陸機九篇など。何よりも庾信の場合十三十一篇のどれもが首尾の脱落なき完篇であるという點で、碑傳文の流變を辿る緒として恰好の存在と言ふことができ

る。

一方、庾信自身の詩文の中で碑傳文は、約三分の一の分量を占めるのみならず、質的にも注目すべき一群であることは、滕王廸「庾子山集序」で庾信の詩文を稱揚していく段で「誄は(潘)安仁の美を奪い、碑は(蔡)伯喈の情有り(誄奪安仁之美、碑有伯喈之情)」と「誄」「碑」を擧げているのを最も早い例として、既に幾つか指摘されてきている。<sup>⑥</sup> さらに注意しておきたいのは、庾信がそれ以外の詩文に於ては強烈な自己表白を織り込んだ、抒情性に富む作品を残している文人であることで、その代表作とも言える「哀江南賦」では、歴史的故事等の典故を自在に驅使して、國家の盛衰とともに下降する自己の人生の悲哀を時間の推移に沿

庾信の碑傳文(原田)

って述べる、という独自の自傳的世界を構築している。<sup>⑦</sup> かく自己の經歷を社會等外界との相關に於て文章に投影することに力量を發揮する庾信であつてみれば、他者に對しては如何なる筆を振るつたのか、當然關心の趣くところではないか。碑傳文が、彼の詩文について論ずる上で是非検討を要する一群であることに、異論の餘地はないであらう。

はじめに、三十一篇の概要を簡單に見ておきたい。『北史』卷八三本傳に、

明帝・武帝、並雅好文學、信特蒙恩禮。至於滕・趙諸王、周旋款至、有若布衣之交。羣公碑誌、多相託焉。惟王褒頗與信野、自餘文人、莫有逮者。

明帝・武帝、並びに雅だ文學を好み、(庾)信は特り恩禮を蒙る。滕・趙諸王に至つては、周旋して款<sup>よこ</sup>び至り、布衣の交わりのごときもの有り。羣公の碑・誌は、多く焉に相託す。惟だ王褒のみ頗る信と埒<sup>あは</sup>しきも、自餘の文人に、逮ぶこと有る者莫し。

とあり、これは北周に於て庾信の文章が王室をはじめとする支配層から氣に入られ尊重されていた事情を示す記事と

して知られる。その具體例の一つ「羣公碑誌、多相託焉」の結果の中に、現存の三十一篇は間違ひなく含まれるであろう。撰述の期間は、各碑傳文に記載されている被敘述者の卒年に據ると、凡そ北周武帝保定五年(五六五)から隋開皇元年(五八一)までの十六年間に推定されるが、最後の隋開皇元年は庾信自身の歿年にも當る。次に、敘述對象となる人々であるが、鮮卑系・漢人系、或いは北朝叩き上げ系・南朝系、と出自は雑多であり、地位で見れば最高は王室で、誅殺された齊王宇文憲(神道碑)がこれに當り、他も柱國大將軍、驃騎大將軍などを贈られるような高位の人物、北周の功勞者——所謂「羣公」——或いはその夫人、である。惜しいことに、それらの人々と庾信の関係については、文獻史料の類も乏しく、それぞれの碑・誌そのもの以外に庾信自らの詩文に於て生前の交流の迹が確認できるのは、倪璠の注に「齊煬王憲に代わりて作るなり(代齊煬王憲作也)」とある「齊王進白兔表」(卷七)及び「齊王進蒼烏表」「齊王進赤雀表」(同)三篇の存する齊王憲のみである。これは、趙王招や滕王道が、庾信の集中にその存命中の交流を背景

とする詩文がふんだんに見られるおかげで、庾信より先に亡くなった彼らを對象とする碑傳の類は無いにも拘わらず、庾信が彼らと北周に於て親密な交流を持った情況が知られるのと好對照をなす。

結局いま、庾信による大部分の碑傳文をめぐって確信できる情況は、前掲本傳に見える通り、庾信が羣公の遺族の委託に應じて執筆したものの、という單純な一點に盡きる。周縁的情報が乏しい、というのは一見物足りない。が、實のところはそうでもない。すなわち、庾信の多くの詩文のうち、「傷王司徒喪」詩・「思舊銘」などの例で知られるように、少しでも自身と境遇の近い人物、言わば自身にとって完全な「他」として距離をおき得ない對象に對して、亡國にまつわる情等を通じて自己を重ね表わす傾向が、庾信にはある。それに對して、こと碑傳文群に於ては、庾信との生前の交流に關する情報に事缺くほど、おそらくもともと「自」「他」の距離のある對象についての敘述が大半を占める、となれば、この碑傳文群は、庾信が自身にとって「他」なる對象について敘述する立場に徹した場合に如何

なる書き手であったか、を窺うための有効な手がかりとなし得るのではないか。書き手としての庾信というものをより多面的に把握するためには、これはむしろ恰好の検討材料と言えるのである。

ところで、敘述対象と書き手との関係は、當時の碑傳文の中でどのように把握できるものであったのか。庾信に至るまでの歴代の碑傳文の中でも、誄の場合は曹植「王仲宣誄」や潘岳「楊荊州誄」(ともに『文選』卷五六)などの例を擧げるまでもなく、「私とあなたは、……(吾與夫子)」「(王仲宣誄)」といった形で、誄の中に書き手と故人との生前の交流が詠み込まれ、それが一篇を締め括る一節となるものも多いが、碑文・墓誌文の場合はやはり死者と書き手との生前の關係がさほど反映されないのがむしろ普通のようにある。例えば、晉の孫綽はその手に成る誄が『世說新語』注所引の斷片として見られる一方、墓碑でなく頌德碑らしいが同時代の人物を對象とした碑文も『藝文類聚』所收により數篇見ることができるので、この場合參考になる。まづその誄の斷片のほうではやはり死者と孫綽自身との關係

を述べる一節が含まれていたことが確かめられる。

咨予與公、風流同歸、擬量託情、視公猶師。君子之交、相與無私、虛中納是、吐誠誨非。雖實不敏、敬佩故章、永戢語言、口誦心悲。

咨予は公と、風流は歸を同じうす。量を擬し情を託し、公を視ること猶お師のごとし。君子の交りは、相與に私なし。虛中にして是を納れ、吐誠して非を誨う。實に敏からずと雖も、敬んで弦章を佩服し、永く語言に戢め、口誦して心悲しむ。 (「庾公誄」)

余與夫子、交非勢利、心猶澄水、同此玄味。

余は夫子と、交りは勢利に非ず。心は猶お澄水のごとく、此の玄味を同じくす。 (「王長史誄」)

「庾公誄」引用部の末句「口誦心悲」は、誄がもともと「口誦」讀みあげられる文である<sup>⑩</sup>ことを改めて印象づける一句である。會葬者の前で讀みあげるといふ場があればこそ、そこに朗誦者が、故人に對する個人的感情を表白する内容を盛り込むのは、哀悼の實際的效果を増すに有効であつたろう。各種ある碑傳文のうちでも誄に於て、早くから個人

的感情表白の内容が認められる所以である。一方頌徳碑文のほう、例えば「太尉庾亮碑」「司空庾冰碑」等では、孫綽と敘述對象との交流は話題にされていない。どうも、墓碑であれ頌徳碑であれこの時期の碑文では、文の上で對象と書き手の間に一定の距離がおかれるらしい。これは、中唐の、例えば韓愈に於ける「殿中少監馬君墓誌銘」「河東薛君墓誌銘」などが、知友であった故人の、生前の細かいエピソードを盛り込んで、書き手韓愈と對象との親しい距離がそのまま碑文に反映したものとなっているのと、明らかに異なる。六朝期碑文と中唐期碑文との相違点の一つである。それはさておき、もし誄のように生前の交流關係が話題となっていれば、そこに籠められた死者への哀悼の意を介して書き手自身が顔を覗かせているわけで、書き手自身と對象の雙方の表れかたを平行して見ていく態度が當然要求されるだろう。が、それに全く觸れない碑文・墓誌文の場合、文は全面的に對象についての敘述の場となり、それだけに、書き手が文中で死者をどう捉え、どう表しているか、そこに検討の重點は自ずと定まってくるのである。

二

さて碑文や誌文というのは、或る程度構成が決まっています、凡そ對象人物について出自・經歷・頌の順に述べていき、最後に銘を寄せる、という部立てを持つ<sup>⑩</sup>。そのような規格のはっきり決まっているジャンルの場合、その枠内でのように表現するか、に關心が注がれる。そして今、庾信の碑傳文の特長的事項は、主に敘述對象の經歷を述べる部分に於て多く認められるのであるが、その検討は次章以降に譲るとして、本章では先に、「頌」の部分に即して點檢を試みたい。と言うのもこの部分は、庾信の碑傳文中次のような點に於て經歷部分とはまた別の興味深い部分であり、本論に於て碑傳文全體に對する見通しを得るに必要と思われるからである。

二一(一)

「頌」の部分は、碑文・墓誌文の最後、すなわち經歷敘述が終わって篇末押韻の銘部分に入るまでを結ぶところに

置かれ、故人の人名を文字通り「頌」する内容の一段である。婦人以外を對象とする碑傳文では二十一篇中十二篇に存在し、またその有無は碑文・墓誌文の別には特に左右されないようである。<sup>⑬</sup> 實に、この「頌」では、類似表現、重複表現が相當露骨に認められる。<sup>⑭</sup> それは、庚信碑傳文も六朝期碑傳文に於ける人物表現のマンネリズム、類型的側面を踏襲していることを裏づけるものに違いないが、よくよく見ていくと、ここには書き手と敘述對象との距離が、三十一篇全篇に互って常に一定して保たれているのか否か、もし兩者の距離が作品によって變わることがあるとすれば、それは如何なる形で讀み取れるのか、という關心を或る程度満足させてくれる一つの傾向が讀みとれものである。まずは、この部分に於ける表現の重複、類似の程度を見ておきたい。ついでには「司馬裔神道碑」がさまざまな篇との比較の足がかりとして好便なので、始めに特に必要な部分を抜粋しておく。

公資忠履孝、蘊義懷仁、直幹百尋、澄波萬頃。逢蒙射法、力牧兵書、星辰高下之占、風雨逢迎之氣、故得

庚信の碑傳文(原田)

出師以律、天幸將軍者也。……

(A)

渭南千畝之竹、更懼盈滿、池陽二頃之田、常思止足。身死之日、家無餘財。……

(B)

公は忠に資り孝を履み、義を蘊み仁を懷き、直き幹の百尋なるがごとく、澄き波の萬頃なるがごとし。逢蒙の射法、力牧の兵書、星辰高下の占、風雨逢迎の氣あり、故より師を出だすに律を以ってするを得、天の將軍に幸い、せし者なり。……

渭南千畝の竹、更に盈滿を懼れ、池陽二頃の田、常に止足を思う。身死するの日、家に餘財無し。……  
 例えば、傍線を付した部分に注目されたい。これは「豆盧公神道碑」との間で、實に二箇所互ってそれぞれ四句まるところごとびたり重なることが確認される部分である。「豆盧公神道碑」の當該箇所を對照させてみよう。

公資忠履孝、蘊義懷仁、直幹百尋、澄波千頃。留心職事、愛玩圖籍。

(A')

渭南千畝之竹、尚懼盈滿、池陽二頃之田、常思止足。……

(B')

ともに頌の冒頭に當る (A) (A) では、「公」司馬裔・豆盧公がそれぞれ「資忠」忠義で「履孝」孝行で「蘊義懷仁」義や仁を具えた、節あり器量の廣い人物であることを稱える。「直幹百尋、澄波千頃」はそれぞれ『世説新語』に見える和嶠(賞譽篇)黄叔度(德行篇)の故事を踏まえる句。見ての通り、四句が「千」か「萬」かの一字の違いを除いてすっかり重なっている。その後しばらく異なる文が続いて後、必要以上の蓄財に走らず「止足」の節を持った生きかたであったこと(『漢書』貨殖傳・『史記』蘇秦傳)を喩える(B) (B) でもまた「尙」と「更」との一字違いだけの對句が出てくるのである。無論これは三十一篇中最も甚だしい重複の例に當る。

ところで、司馬裔については別に「墓誌銘」も存在する<sup>15)</sup>が、そちらの頌部分との關係はどうかも當然氣になるところである。見てみると、唯一「神道碑文」(B) で波線を付した二句「身死之日、家無餘財」が墓誌文でも一致するくらいのものである。それ以外は、冒頭が「公は愛敬純深にして、隱なること有るも犯すこと無く、忠貞亮直、知り

て爲さざる無し(公愛敬純深、有隱無犯、忠貞亮直、知無不爲)」と、「神道碑」のそれ (A) とは異なることをはじめ、「豆盧公神道碑」との露骨な重複ほどのだぶりは見當らない。尤も文中、「墓誌」で「在戎四十二年、身經六十九戰」となっているのが、「神道碑」では「在朝四十一年、身經一百餘戰」とあり、修辭的な操作に過ぎないかも知れないにせよ、同一人物について數字が一致しないのも、それはそれで問題のような氣もするが。それはさておき、決して乏しくはないはずの使用可能な故事・成句、數々の語彙の中で、よりによって全くの別人に全く同じ典故を、しかも順番までそのままに用いるというのは、これは「通套莫分彼此」<sup>16)</sup>の誹りを免れないことかも知れない。まして、同一人物については碑文・墓誌文の間でむしろ使い分けているらしいのを目にすれば、手拔きの邪推さえしたくなる。なお、一連の「頌」部分では、後述の、經歷敘述部分に見られるような「駢散兼行」<sup>17)</sup>のスタイルは影を潜め、ほぼ當りまえの對句リズムが主流となっている。

次に、前の「豆盧公碑」との間のように露骨にびたりの

重複に至らぬまでも、軍事的才能の優秀さを表すくんだり、他の約三篇との間で大同小異の典故使用が認められるのも、目を引くことである。該当するのは「長孫儉神道碑」「紇干弘神道碑」「慕容公神道碑」で、みな鮮卑系の人物であることには、注意しておいてよいかも知れない。「司馬裔碑」の中では前掲(A)の點線部分がこれに當る。

至如風后陰陽之占、力牧星辰之度、魏公子之兵書、李將軍之射法、莫不成誦在心、取爲時用。

〔長孫儉神道碑〕

青鳥甲乙之占、白馬星辰之變、九宮推步、三門伏起、手弧射法、太乙營圖、並皆成誦在心、若指諸掌。虜青犢之兵、甚有祕計、燒烏巢之米、本無遺策。

〔紇干弘神道碑〕

太乙風角之占、常從星辰之候、樓船戰陣之錄、強弩馳射之書、莫不動會機神、發符雷電。梯衝所向、地靡百樓之城、長戟所臨、野闕三門之陣。

〔慕容公神道碑〕

このほか、一句單位で複數の人物に同じ語彙を使用してい

庚信の碑傳文(原田)

る例などは呆れるほど多い。概して、前掲「司馬裔碑」「盧公碑」(A)(A')のように、忠義であった、思慮深かかった、親孝行であった、などということは「頌」の性格をそのまま反映して、ほとんどどの人物についても四字句を列ねて觸れ、さらに、文武の何れかに優れていたとか、どちらにも優れていたとか、清貧清廉であった、という項目が追加されるのが一つのパターンを成している。孝に忠、信、と言えば、これらはどれも儒家の重視する徳目に當る。このこと自體、既に對象の所謂個性の把握などということからはほど遠いが、實際本當に、對象の人物についてはそうした事しか頌めるべき材料がなかったのかも知れないにしても、それをこれほど露わな典故の使い回しに據るなどは、確かに類型的表現の「典型」を認めざるを得ないだろう。

二一(二)

一方これに對して、全體の中では少數派ながら、異色な「頌」部分を持つ碑傳文が、ある。「柳遐墓誌銘」がその一つで、少なくとも柳遐の生き方の特徴を反映した内容と、

その内容にふさわしい典故運用がなされている。

「柳遐、字は子昇、河東解縣の人」と「墓誌銘」冒頭でも紹介される柳遐は、『周書』卷四二『北史』卷七〇に傳があり、この墓誌銘で述べられているエピソッドは概ねそれら正史の記事と重なる。梁末の混亂期、岳陽王蕭督に従ったが、曾祖が居を置いた襄陽が北朝の支配下に入ったのを看過できずそこにある祖先の墳墓を守るため、蕭督の江陵政權には仕えず郷里に留まった、それが北朝との縁の始まり、という人物。何しろ仕官や屬する王朝より先祖への孝養を擇る生きかたをした人だから、官職歴より祖先孝行のエピソードを中心として語ることになるのは、當然と言えば當然かも知れないが、そういう極めて個別的な事情を墓誌銘の文が強く反映していること自體、他の碑傳文の傾向とは異なるのである。

頌に至るまでの構成は、定石通り出自・世系・經歷と續くが、經歷部分は概ね次のような形で展開している。

及乎大盜移國、王室騷然、月動星搖、雲平虹直。岳陽王承制陝左、當壁漢南、天網所頓、英賢畢集、授君

散騎侍郎、吏部員外郎、散騎常侍、兼太子侍讀。

大盜國を移し、王室騷然たるに及んで、月動き星搖ぎ、雲平らぎ虹直くなる。岳陽王制を陝左に承け、壁を漢南に當つるに、天網の頓く所にして、英賢畢く集まれば、君に散騎侍郎、吏部員外郎、散騎常侍、兼太子侍讀を授く。

「大盜移國、王室騷然、月動星搖、雲平虹直」は、政權篡奪とそれに伴う騷亂ぶりを言う常套句。「大盜移國」と言えば、庾信の場合、「哀江南賦」序の劈頭「粵以戊辰之年、建亥之月、大盜移國、金陵瓦解」と、梁武帝太清二年（五四八）侯景の亂の勃發を示すくんだりが想起されるが、ここでも無論、侯景の亂を言い、梁末の混亂した時世を表している。次いで岳陽王蕭督が江陵で政權に就いたこと、そこへ南朝貴族たちが従ったさまを述べて、そこで「君」柳遐に「散騎侍郎、吏部員外郎、散騎常侍、兼太子侍讀」の官職が授けられた、と言う。このような運びは、時を几帳面な形で直示せず、典故・常套句に由って「時世」として表すスタイルであって、次章で詳しく論じる庾信碑傳文の半

分餘を占める經歷敘述のスタイルとは、異なる型を示している。

さて、頌部分の冒頭は「君は器宇祥正にして、風鑿弘敏なり、身を澡ぎ徳に浴し、藝に遊び仁に依る、汝南の令望にして、扶風の長者たり（君器宇祥正、風鑿弘敏、澡身浴徳、游藝依仁、汝南令望、扶風長者）」と四言主體の對句によって「長者」の風格があつたことを賞賛するもので、この邊は他篇とさほど差異はない。これに次いで柳遐の人柄と生きざまを故人・故事への比擬によつてたて續けに示していく部分が、興味深い。

不言財利、王夷甫之爲徳；

不談人物、阮嗣宗之爲人。

從容亂離之機、保此令名；

舒卷風雲之際、無妨貴仕。

張衡渾儀之後、卽賦歸田；

杜預沈碑已來、遂停鄉里。

王仲宣有讀書之樓、

諸葛亮有彈琴之宅。

庾信の碑傳文（原田）

實欲因此謝病、閑居終焉。

財利を言わざるは、王夷甫の徳爲り、人物を談ぜざるは、阮嗣宗の人爲り。亂離の機に従容として、此の令名を保ち、風雲の際に舒卷して、貴仕に妨げ無し。張衡は渾儀の後、即ち歸田を賦し、杜預は沈碑より已來、遂に郷里に停まる。王仲宣に讀書の樓有り、諸葛亮に彈琴の宅有り。實に此に因りて病に謝し、閑居して終えんと欲す焉。

前半、四六對の一組と六四對の一組とは、まさに冒頭部分を故事によつて具體的に述べる部分である。その後の張衡・杜預の故事は彼らの「歸田を賦」し「郷里に停」まったことに、柳遐が官を捨てて襄陽へ歸つたことを擬えたのであり、歸田しての暮らしぶりを王粲の「讀書の樓」諸葛亮の「彈琴の宅」、ともに盛弘之『荊州記』中の襄陽の地に因んだ故事に擬えている。最後の句に見える「閑居」が、この一連の對句を束ねるキーワードに當る。北周時代の庾信には「小園賦」（卷二）を代表格として「歸田」「山齋」と題する詩もあつて、六朝期士大夫の憧れであり重大關心事で

もある「歸田」「閑居」に對する複雑な志向がそこに投影されていることは周知の通り<sup>⑩</sup>。結局庾信自身は終生「歸田」「閑居」を實現せずに過ぎしたが、心寄せる生きかた、ではあつたに違いない。自分と同じ梁朝遺臣である柳遐が祖先大事に貫いた生きざまの中に、その實現を見、感慨を覺えたであろうことは十分予想し得る。無論、引用されている故事は、張衡や杜預など格別なものではないし、對句の構成も定石通りのこの一段。まして「歸田」や「閑居」自體、儒家の徳目ではないにしろ、世俗に背を向けて生きる士大夫の高潔な人格を表わすイメージの定番でさえあることも、無視できない。それでもやはり他篇に比べて、柳遐の「個」に即して行われた、と見えるこうした敘述を促したものが、「歸田」の姿勢への庾信の共感であつた、という可能性はある。するとこの一篇は、書き手からする敘述對象への思い入れが、碑傳文の特徴を左右し得る場合の一例ということになるのである。

これに關しては、庾信が北周羈旅の身の上に同情を寄せた内容であり、佳篇であるとして夙に有名な「吳明徹墓誌

銘」に於て、頌部分のみならず、次章以下で論じる經歷部分でも、この「柳遐墓誌銘」と非常に相似た傾向が認められることが、實に大きな補強材料となるのだが、それはしばし預かりとして、章を改め、庾信の碑傳文全般に互る敘述の特長を把握するという所期の目的に従つて、經歷敘述について概観することとしたい。

### 三

以下の章で見る通り、庾信の碑傳文を特長づけている諸點は、六朝期の碑文・墓誌文・誄ほかの碑傳文の間に培われてきた駢儷體の表現を繼承しつつ、いっそう發展させたものとして把握される。駢儷體の要件と言えはやはり對偶・典故の二點であるが、典故方面のあり方については追ひ追ひ検討していくとして、論述の便宜も兼ねて、ここに豫め對偶の特徴について見通しをつけておくことにしたい。さて、庾信碑傳文の對偶で注意を引くのは、四六のリズムに緩急の呼吸が具わっている點である。そのリズム上の傾向は、大きく次の三點に要約できる。

(一) 四言對句の連續以外に、六言七言といった長句に

よる對句との併用が多い。

(二) (一)とも關連して、四六四六など長短組み合わせの四句からなる對句と二句一組の對句が併用されている。

(三) 對句の前後に散句を交える結構が、多用されている。『駢散兼行』。

これら對偶について検討するに際しては、庾信當時の駢儷體の流れの中での位置が氣になるが、差し當って『文心雕龍』章句篇の一節が參考されよう。

夫れ文を裁し筆を匠するは、篇に小大有り。章を離ち句を合するは、調に緩急有り。變に隨い會に適えて、定準を見ること無し。……若し夫れ筆句は常無くして、字に常數有り。四字は密にして促ならず、六字は裕にして緩に非ず。或いは之を變ずるに三五を以てするは、蓋し應機の權節なり(夫裁文匠筆、篇有大小。離章合句、調有緩急。隨變適會、莫見定準。……若夫筆句無常、而字有常數。四字密而不促、六字裕而非緩。或變之以三五、蓋應機

庾信の碑傳文(原出)

之權節也。

と、文に於て臨機應變の「章句」をなすことの重要さが説かれてゐる。庾信に於ける右の諸特徴はその主旨に適うもの、と言える。

對偶をめぐる説はさらに、下つて『文鏡祕府論』中にも幾つか認められる。<sup>20</sup>すなわち、南卷「定位」では「句長ければ聲は彌いよ緩く、句短ければ聲は彌いよ促し。文筆に施すには、須く參え用うべし(句長聲彌緩、句短聲彌促。施於文筆、須參用焉)」と、まず句の長さ(字數)が違えばリズムに緩急を生むから、長短適宜交え用いるのがよい、と『文心雕龍』を襲う説が見えるほか、(二)の四句一組の對偶についても次のように述べる。

假りに令し一對の語は、四句にして成る、便ち四言を用て、以て其の半ばに居き、其餘の二句は、五言六言等を雜え用いよ。或いは一對兩對を経て已後は、乃ち須く全て四言を用うべし、既に四言を用いて、又た更に其の雜體を施し、循環反覆して、通利に歸せんことを務む(假令一對之語、四句而成、便用四言、以居其

半、其餘二句、雜用五言六言等。或經一對兩對已後、乃須全用四言、既用四言、又更施其雜體、循環反覆、務歸通利。

この、四言一組を無韻文の對句の基本とする説は、西卷に引く『文筆式』にも見える。

製作の道は、唯だ筆と文のみ。文とは、詩・賦・銘・頌・箴・讚・弔・誄等、是なり。筆とは、詔・策・移・檄・章・奏・書・啓等なり。即きて之を言わば、韻ある者を文と爲し、韻に非ざる者を筆と爲す。文は兩句を以て會し、筆は四句を以て成る（製作之道、唯筆與文。文者、詩賦銘頌箴讚弔誄等、是也。筆者、詔策移檄章奏書啓等也。卽而言之、韻者爲文、非音者爲筆。文以兩句而會、筆以四句而成）。

一方（三）の散句を交えて駢儷體特有の對のリズムを破る結構については、『文心雕龍』麗辭篇に、「奇」散句と「偶」對句を交え用いるのが、對句運用の上で肝腎なことだ、と述べる一節がある。

若し氣に奇類無く、文に異采乏しく、碌碌たる麗辭は、則ち耳目を昏睡せしむ。必ず理をして圓に事をし

て密ならしめて、璧を其の章に聯ぬ。迭いに奇偶を用

い、節するに雜佩を以てすれば、乃ち其れ貴きのみ

（若氣無奇類、文乏異采、碌碌麗辭、則昏睡耳目。必使理圓事密、聯璧其章。迭用奇偶、節以雜佩、乃其貴耳）。

この「送用奇偶、節以雜佩」の法は、同篇中さきに、對偶の史的な展開を辿る中で古えの「詩人」「大夫」の文章をその典型として言及されてもいる。

詩人の偶章、大夫の聯辭に至りては、奇偶變に適し、經營を勞せず（至於詩人偶章、大夫聯辭、奇偶適變、不勞經營）。

こうした、當時の駢儷文の對偶技法としてかなり模範的と考えられた形を、庾信の碑文・墓誌文が（一）（二）（三）の如く豊富に示す存在であることは、以下の論述の際に引く諸例に於て十分に確かめられる。

### 三―（一）

それではまず、如上のリズムの緩急の要因の一つにもなっている、經歷部分での履歷書的傾向について、些か検討

を加えてみたい。何よりこれは視覚的にも明瞭な特長だから、取りかかりとして最適な検討事項と思われる。

死者の生前の官職歴を順を追って記す形式は碑傳文にはむしろ當りまえと言つてよいものだが、庾信の草する碑文・墓誌文の場合は、「○○年、○○を授けられ××公に封ぜらる、食邑△△戸」と、いつどういう官歴を持ったかが、几帳面なまでに詠み込まれているのが目を引く。例えば「齊王憲神道碑」だと、冒頭北周王室の縁起と宇文憲の生來の聰明さを示す逸話を披露したところへ「後魏二年、封涪城縣開國公、時年五歲也」と、第一の記年。その後三組の對句を擱いてさらに、齊王憲の職官歴は次のように辿られていく。

周元年（五五七）、進爵安城郡公、食邑二千戸、仍授使持節、驃騎大將軍、開府儀同三司。……

武成二年（五六〇）、授使持節、大將軍、都督益壽寧等二十四州諸軍事、益州刺史、改封齊國公、食邑萬戶。公時年十有六。……

保定四年（五六四）、與大司馬蜀國公圍金墉城。……

庾信の碑傳文（原田）

天和元年（五六六）、徵還、行雍州牧。……

天和二年（五六七）、拜大司馬、仍理小冢宰、營室殿軍器太監。……

建德元年（五七二）、進爵爲王、仍拜大冢宰。……

（建德）五年（五七六）、拜上柱國。……

宣政元年（五七八）六月二十八日薨、春秋三十有四。

むしろ行狀の形式に近いとも言える、まるで履歷書のようなこの細かい編年式の記述法は、北周に續く初唐の時期、楊炯の碑文などには往々認められるものであるが、一方、庾信の先人たちの碑文・墓誌文に於ける、官職歴の表示しかたとは、些か傾向を異にするものでもある。次章で扱う王褒の「陸逞碑銘」も然り。また溯つて蔡邕の碑文などでは職官歴を記すにしてもやはり、これほど逐一編年という體裁ではない。例えばその「陳太丘碑文」〔『文選』卷四八〕を見ると、官職歴についての記述は、次の通り。

四爲郡功曹、五辟豫州、六辟三府、再辟大將軍、宰聞喜半歲、太丘一年。

四たび郡功曹と爲り、五たび豫州に辟され、六たび

三府に辟され、再び大將軍に辟され、宰たること聞喜に半歳、太丘に一年。

とやや端折った提示になっている。對句とまではいかずとも、「△たび××となり、△たび××に辟され、……」と回數を織り込んだ同型の句の繰り返しには、官歴を記すことそのものよりもむしろ、文のリズムへの配慮が伺われる。こうした、履歷書的事項をも碑傳文全體のリズムの流れに融和させて語る傾向は、蔡邕の後、やや時代が下って齊の王儉「褚淵碑文」(同)あたりになると、いっそうはつきりしてくる。當然對句主體の文であるが、その中で官歴は褚淵の生涯の經歷を辿る本文の進行に沿って、一區切り一區切り提示される。

釋褐著作佐郎、轉太子舍人。……出參太宰軍事、入爲太子洗馬、俄遷祕書丞、贊道槐庭、司文天閣、光昭諸侯、風流籍甚。

泰始之初、入爲侍中。曾不移朔、遷吏部尙書。……

事寧領太子右衛將軍、固讓不拜。尋領驍騎將軍。以

帷幄之功、膺庸祇之秩、封都縣開國伯、食邑五百戶。

既秉辭梁之分、又懷寢丘之志、所受田邑、不盈百井。久之重爲侍中、領右衛將軍。……

一目でわかる通り、官職の提示が前後の句の内容と切れ目なく配されている。時の表示があっても例えば「泰始元年」とか「二年」とかではなく「泰始之初」と幅をもった時期の示し方であったり、「之を久しくして(久之……)」と、前の句の示す情況と次に示す官職の情況とを一種橋渡しする效果を持つ語彙で繋いだり、と少なくとも、時期と官職名を直截に出して、内容の上でもリズムの上でも前後を寸断するような形にはなっていない。

やがて沈約(四四一―五一三)に至ると、興味深い發言が「齊故安陸昭王碑」(《文選》卷五九)に見える。

若夫彈冠出仕之日、登庸莅事之年、軍麾命服之序、監督方部之數、斯固國史之所詳、今可得略也。

夫れ彈冠出仕の日、登庸莅事の年、軍麾命服の序、監督方部の數の若きは、斯ち固より國史の詳らかにする所なれば、今略するを得べし。

要するに官職歴については「國史」史官の記述といううち

んとしたものであるので、この自分が草する碑文の任では

ない、という聲明であり、實際その言葉通りにこれに續く本文でも安陸昭王の官歴を明示することはしていないし、

沈約のこの他の碑傳文にもやはり單純な編年的な形式は見當らない。同時期の徐勉(四六六—五三五)にも「故永陽敬太妃墓誌銘」序で、沈約と同じ趣旨の發言が認められる。<sup>②</sup>

庾信に一步先だつ世代の文壇を代表する徐・沈に於て相似る發言がなされているのは、何とも興味深いことであつて、履歷書の事項の過度の詳細さを抑える姿勢が、當時の碑傳文に於て推進されつつあつたように窺える。そして、それと庾信の行っている編年式の記述とは、確かに方向を異にしている。

してみると、當時實際にあつたであろう碑傳文の數量に對して、現在完全な形で見られるものは少なく、その限られた中での推定ということにはなるもの、とりあえず今日に傳わる範圍で見ると、行狀ふうの編年形式によつて官職歴を示す例を、庾信の碑傳文は魏晉南北朝を通じての流れにやや逆らうような形で、最も顯著に導入した存在と

庾信の碑傳文(原田)

言えそうである。

### 三一(二)

誤解のないように附言すれば、庾信の碑文・墓誌文が皆々前掲「齊王憲碑」並みに編年式の履歷書傾向が強いわけではないし、また履歷書的に時間を追う記述のうちには「時」を典故に本づいた對句で示した上で官職を言う、という六朝在來の様式を混用していたりもする。決して一概にはできない。ただ、履歷書的なケースがほぼ半數を占めるからには、やはりこれを一つの特長と見ることは妨げられないだろう。その中で、編年的形式が採られずにむしろ六朝在來の形式となつている顯著な例は二通りある。それをここで確認しておきたい。

一つは、前章でも些か觸れた「周大將軍瑯邪定公司馬裔墓誌銘」。庾信が神道碑・墓誌兩方を草している人物は二人いるが、司馬裔がその一人である。因みに神道碑の銘を除いた碑文部分は約千六百五十二字、對する墓誌文はやや規模が小さく五百七十五字。「墓誌」に比べ、より公式性

の強い「神道碑」のほうでは編年式に官歴が辿られている。長くなるので一部抜粹するに止めるが、前掲「齊王憲碑」と同じパターンを踏んでいること、次の通りである。

天保二年、除信州刺史、都督信州諸軍事。

朝發白帝、氣振巴丘之兵、

暮宿江陵、威警建平之戍。

(天保)五年、遷潼州刺史。益州柱國公、

隆帝子之重、延閣撥於叢臺、

鎮天井之星、岷山方於代郡。

公仰稟雄謀、故得身預舞陽之功、

參謀遠略、位極長平之寵。

(天保)六年、授使持節、大將軍、大都督西寧州諸軍

事、西寧州刺史。……

天保二年、信州刺史、都督信州諸軍事に除せらる。

朝に白帝を發し、暮に江陵に宿る。氣は巴丘の兵に振るい、威は建平の戍を警しむ。(天保)五年、潼州刺史に遷さる。益州柱國公は、帝子の重きを隆にし、天井の星に鎮たり。延閣は叢臺に擬え、岷山は代郡に方ぶ。

公は雄謀を仰ぎ東け、遠略を參謀す、故に身舞陽の功に預かり、位長平の寵を極むるを得たり。(天保)六年、使持節、大將軍、大都督西寧州諸軍事、西寧州刺史を授かる。

官職名を列ねた後にはやはり、その官職についての勤めぶりが二、三組の對句で續いている。さてその墓誌文では、上記の天保年間の記述が、こうなる。

蠻夷恃險、高山尋雲、九地縱橫、

狼顧鴟張、深谷無景、三門起伏、

峰危馬束、遂得谷靜山空、

水險橋飛、冰消霧散。

仍爲信州刺史、都督信州諸軍事。

精兵守於白帝、足懼巴州之城、

船楫下於荊州、彌動西陵之戍。

即授使持節、大將軍、都督西寧州諸軍事西寧州刺史。……

蠻夷險を恃んで、狼のごとく顧鴟のごとく張る。

高き山は雲に尋ぎ、深き谷に景無く、九地縱横として、

三門起伏あり。峰危ければ馬を束ね、水險しければ橋を飛ばし、遂に谷の靜まり山の空しきこと、冰の消え霧の散ずるがごときを得。仍りて信州刺史、都督信州諸軍事と爲る。

精兵 白帝に於て守れば巴州の城を懼かすに足り、

船柿 荊州に下れば、彌よ西陵の戍を動かす。即ち使持

節、大將軍、都督西寧州諸軍事、西寧州刺史を授かる。

その官に至るまでの事情や理由が、對句構成で述べられた

のを承ける形で「仍」「即」等助字の仲介によって、スム

ーズに斷絶なく官職名が列擧提示されていて、さきの神道

碑の形式との相違は一目でわかる。因みにここに引いた

「墓誌」最初の四言對五組十句の表す信州討伐の内容は「神

道碑」では「天保二年」の直前に於て、かなり似通った語

彙を交えて示されている。<sup>⑧</sup>長くなるので省略したが、そこ

から續けて「神道碑」を讀めば、直接年を示す形によって

對句特有の流れが絶えず途切れ、こま切れのリズムがそこ

に生じていることが、いっそうはつきりする。司馬裔につ

いての兩碑傳文でこのような差異が確認されるからと言っ

庾信の碑傳文(原田)

て、直ちに碑傳文―編年式履歷書型、墓誌銘―在來型などという紋切り型の結論に繋がるわけでは、もとよりない。

例えば、碑文・墓誌文兩方が草されているもう一人、宇文

公鄭常のほうは、官職歴の示しかたは碑文(千六十字)・墓

誌文(六百五十四字)どちらも編年式で、より詳細か簡略か

の差異程度であつて、この司馬裔の例ほどに、碑文と墓誌

文との間での明瞭な對比は認められないのも事實である。

とは言え、次に引く例も全て墓誌文であつて、結果として

墓誌文に編年式履歷書型が少ないということは、一つの傾

向のようなものとして記憶しておいてよいだろう。

もう一つの例は、北周社會の中で庾信の立場に相通じる

何らかの側面を持った人々についての墓誌文である。三十

一篇の對象人物のうち、もと梁朝側に在つて後何がしかの

理由で北周に羈旅の身となり、その經歷に庾信と似る部分

があるのは、柳遐、蕭世怡、吳明徹の三名で、ともに墓誌

銘の對象となっている。うち蕭世怡についての「周大將軍

義興公蕭公墓誌銘」は編年式だが、<sup>⑨</sup>他二人の墓誌文はそう

ではない。「柳遐墓誌銘」については前章で言及した經歷

敘述の一節を參考することにして、ここでは「吳明徹墓誌」を例に引いてみよう。『陳書』卷九『南史』卷六六に傳のある吳明徹は、つまり北周政權側の人物ではない。父は梁の右軍將軍、明徹は陳に仕える身であったが、陳太建九年（五七七）北周との戦で捕らわれた結果、北地に羈留せられ北周大象二年（五八〇）長安に客死する。その墓誌銘を庾信が書き、その文は、從來庾信の碑傳文のうちの佳篇として論じられることの多い作品ともなっている。

蕭湘之役、馮陵島嶼。風船火艦、周瑜有赤壁之兵；

蓋船櫓、魏齊有橫江之戰。

仍爲平南將軍、開府儀同三司、都督湘衡桂  
武四州刺史。

蕭湘の役には、島嶼を馮陵す。風船火艦、周瑜に赤壁の兵有り；蓋船櫓、魏〔賀〕齊に橫江の戰有り。仍

りて平南將軍、開府儀同三司と爲り、湘・衡・桂・武四州刺史に都督たり。

これは『陳書』本傳で陳廢帝中の記事として見える湘州刺史華皎の討伐をめぐる功績とそれに伴う昇進を述べる段で

あるが、「湘州」という舞臺に因んで「蕭湘之役」と暗示し、その水戦を「風船火艦」以下四七對で擬えている。「魏齊有橫江之戰」の「魏齊」について倪璠注には、戰國魏の公子「魏齊」には「橫江」の記事は傳わらないが、三國吳の賀齊についてなら『吳志』にその旨傳わる（『吳志』卷十五賀齊傳）から「魏」は「賀」の誤りであろう、との考證があり、今それに従いたい。このような、その官歴がいつのことであるのかを直示せずに、故事に本づいて時世を表した後で「官職を述べる形が「吳明徹墓誌銘」では常にとられていて、その結果、歴史的廣がりを持つ時代社會の相のイメージの中に、吳明徹なる一人の「個」の像が綴られていく構圖となっている。

#### 四

經歷の敘述部分に於ては、もう一つ、より重要な特長が認められる。典故運用をめぐるものがそれで、具體的には次のように把握される。

典故運用については、どの篇もそれ相當に検討の材料と

なし得る。三十一篇もある碑傳文のうち、いったいどこから検討の手を入れていくのがよいか、正直言って迷うところである。そんな中でいま、庾信の碑傳文に「周太子太保步陸逞神道碑」という一篇がある。これは前章で見た「齊王憲碑」と共に、後に王志堅『四六法海』の輯録するところとなつていることからしても三十一篇中の佳篇の一つと予想されるのだが、この陸逞については、同じく北周の王褒による「碑銘」もあり、現存している。しかもこの兩者を仔細に見るとかなりの相違が認められる。一般に、一人の人物について複数の碑傳文が存在するような場合には、相互の比較を通して、これほど規格の固定したジャンルの中で、著述する人間の個性や工夫に當るものがどれほど、どのように發揮されるかが或る程度検討できるはずなのだが、現存する數量自體に限りのある魏晉南北朝の碑傳文についてそれはなかなか難しい。であるから、とりあえず陸逞をめぐって同時代の二人の碑傳文を比較できるという、希有な機會を活用して庾信の碑傳文三十一篇把握への手がかりにしたいと思う。

庾信の碑傳文(原田)

さて、同一人物を扱いながらの、王褒・庾信各作品の違いとは何か。大雑把に言えば、王褒が恐らく當時在來の駢儷體碑傳文の形式をより忠實に繼承した文であるのに對して、庾信のほうには、當時のものとしてはやや獨自の展開が認められる、ということである。より具體的には、履歷書的内容が積極的に記述されていること、その記述が駢儷體の基調の中でしばしば散體の句を交えて、リズムの上で破調とも言える形を呈していること、この二點である。兩碑文の對象である陸逞『周書』卷三二・『北史』卷六九)は、西魏の時定められた北族の「八姓」の一つ步六孤氏を賜つた陸通の弟に當る。まさに北周「羣公」の一人であつて、庾信はこの陸逞の姪に當る婦人「周譙國公夫人步陸孤氏」のための墓誌銘も草している。

初めに王褒による碑銘序のほうであるが、そのあまりに短いことから、『藝文類聚』卷四六「職官」に収録されて存する序が完全なものか或いは一部分に過ぎないのか今ひとつ確かではないことを念頭に置きつつ、とりあえず目を通してみると、四字句を主體として内容もほぼ典故づくし

であることが、わかる。「公は本と三吳郡三吳縣に居り、丞相遜の後なり（公本居三吳郡三吳縣、丞相遜後也）」と本籍・世系を記した後、父祖の履歴を辿る約二十三句を擱いて、陸逞自身についての記述は次のようになってゐる。

公識度深詳、尙標閑遠、處衆撝謙、居簡行敬。風鑒外明、潛機內敏。

建章門戶、張華立成； 昔處文房、

原陵松柏、虞延盡記。 又居內職、

或傳冰華、 魏祖軍謀、還豫南陂之宴；

時遊甲邸。 梁王師傅、猶對宣室之談。

出內優隆、

通籍營寵。 升降榮步、便頌宮禁。銘曰、……

公は識度深詳にして、尙標閑遠なり。衆に處しては撝謙、簡に居りては行敬、風鑒外に明らかにして、潛機内に敏なり。建章の門戶は、張華立ちどころに成し、原陵の松柏は、虞延盡く記す。昔文房に處りて、又た内職に居る；或いは冰華に傳たり、時に甲邸に遊ぶ。魏祖の軍謀は、還つて南陂の宴に豫かり、梁

王の師傅は、猶お宣室の談に對う。内より出ては優隆、籍に通じて營寵、升降は步を榮にして、便ち宮禁に頌せらる。銘に曰く、……

二句一組或いは四句一組の對句のリズムが守られている、この行蹟の記述は、實際に陸逞が何という官職であつたのか、如何にそれを遂行したのか、という個別性よりも、張華や虞延の故事をはじめ、典故が示す類型に陸逞をひたすら重ね擬えることに終始している。ここに於て陸逞自身の「個」は、類型のイメージの中に溶けこんだ形で、言わば歴史的人物群像の一點として既に位置づけられた者のごとく表われる格好となつてゐる。そうした位置づけ「評價」、しかも肯定的な評價、を全篇に湛える形で「個」を語られることは、陸逞ならずとも當時の士大夫にとって望むところだつたのではなからうか。

一方庾信の「周太子太保步陸逞神道碑」は、銘部分を除いた碑文が千二百一字。「公諱逞、字季明、吳郡人也」と型通りの冒頭の後は、陸氏の系譜及び陸逞の資質が幼少時から如何に優れていたかを述べ、陸逞本人の官歴とそれに

伴う功績を追って示す段落に入る。

出身羽林監、輕車將軍、除尙書右丞。官聯會計、務應平準、水衡貫朽、長平粟紅。授使持節、車騎大將軍、儀同三司、增邑千戶。尋遷駕部中大夫、領吏部中大夫、歷蕃部、御伯。

羽林監、輕車將軍に出身し、尙書右丞に除せらる。

官は會計に聯なり、務は平準に應じ、水衡は貫なり朽ち、長平の粟は紅らみくさる。使持節、車騎大將軍、

儀同三司を授かり、邑千戶を増す。尋いで駕部中大夫に遷され、吏部中大夫を領し、蕃部を歴て、伯に御す。

傍線を付した對句二組以外は全て履歷事項の羅列、傍線對句部分「官聯會計、務應平準、水衡貫朽、長平粟紅」は、前掲の官としての務めぶりの見事さを『史記』平準書や『漢書』賈捐之傳に本づいて述べたもの。その次、傍線部に注意されたい。

東京鼎實、先加鄧隲之勳、西晉官人、多用山濤之啓。豈若五王登朝、必司賓主之禮、六龍御轡、取定鸞和之節。御正以官觸父名、不拜。會稽有王會之名、其子不

庾信の碑傳文(原田)

爲太守、博陵有王沈之封、其兒不爲刺史。

東京鼎實、先に鄧隲の勳に加え、西晉官人、多く山濤の啓を用う。豈に五王朝に登れば、必ず賓主の禮を司り、六龍轡を御すれば、取りて鸞和の節を定むるが若からんや。御正は官父の名に觸るるを以つて、拜さず。會稽に王會の名有れば、其の子は太守と爲らず、博陵に王沈の封有れば、其の兒は刺史と爲らず。

陸逞の父の名は政、故に「御正以官觸父名、不拜」。明らかに直敘式の散句であり、續く「會稽有王會之名、其子不爲太守、博陵有王沈之封、其兒不爲刺史」はそれぞれ『晉書』卷七六に見える王會・王舒父子、卷三九に見える王沈・王浚父子の故事に本づいて、上の句に比擬する内容となっている。このように直敘式の散體句の類が、同じ内容を表す用典の對句群の前に置かれて補い合うケースが庾信の碑傳文には目だつて多い。例えば、このすぐ後にも、陸逞の清廉ぶりに關するエピソードを次のように述べる。

暗夜有人餉羅數十匹、公閉門不受。行人干觸、具以

聞奏。朝野稱之。太尉楊震、直推故吏之金、涼州張奐、高揖人之馬。清畏人知、我無慚徳。

暗夜に人の羅數十匹を餉るもの有るも、公は門を閉ざして受けず。行人干觸すれば、具さに聞奏す。朝野之を稱う。太尉楊震、直にして故吏の金を推し、涼州張奐、高くして人の馬を揖む。清にして人の知らんことを畏れ、我徳に慚すること無し。

散體の傍線部は、下に續く四六對で示される故事の要點を述べたもの。對句部分の「太尉楊震、直推故吏之金」は『後漢書』楊震傳（卷五四）、「涼州張奐、高揖人之馬」も同じく『後漢書』張奐傳（卷六五）、いずれも官吏としての清廉さに通じる故事である。ところでこうして見ると、一見對句部分は故事、散體部分は陸逞自身のエピソードを直敘しているかのようであるが、實は「暗夜……不受」のほう楊震の故事を、「行人……聞奏」のほうが張奐の故事を、それぞれ下敷きにしたと思しい。すなわち、「楊震傳」では王密が楊震に夜に紛れて金十斤をこっそりと贈ろうとした（至夜懷金十斤以遺震）のに對して楊氏は拒否を匂わせた、す

ると王密は「暮夜無知者」夜だから誰にもわかりっこありません、さあどうぞ、すかさず楊氏は「天知、神知、我知、子知。何謂無知」ときっぱり拒んだので、密は愧じて退出した、とある。この『後漢書』の「金十斤」を「羅數十匹」に入れ替えれば、碑文の話の枠組がびたり重なるのは、一目瞭然であろう。また「張奐傳」では、羌族から馬二十四と金鏹八枚を贈られた張奐は一旦それを受けておいて、「主簿」書記官を呼び、羌人を面前で諭し、改めてその金と馬を返した、とある。庾信の碑文にある「行人」とは賓客・使者及びそれを接待する官を指すことを考えれば、『後漢書』の記事との符合を論ずるのはそう無理ではない。これを要するに、通常であれば、二組の四六對に仕組まれた典故が表す内容だけで、陸逞のエピソードをもそこに込めて終わってしまうところを——前掲王褒の碑銘序がまさにこれに當る——、庾信の碑文は、敢えて散體句の形式を借りて、後續の典故の種明かしをしてしまう。一見、典故使用の技術的效果を臺無しにしてしまいかねないこの數句であるが、結果的にはむしろ、その散體部分があたかもこの碑

文が他の誰でもない陸逞の「個」を表現する場であること  
を印象づける効果を生んでいる。

同様の趣向は、陸逞の経歴を述べる段のうちにもう二箇所見える。一つは、持病に糖尿病を患っており、それが悪化して亡くなったことを述べるくだり。

本有消渴之疾、常餌金石自理。舊疾微増、奄捐館舍。  
茂陵之下、不留封禪之書、校尉之營、惟餘服食之器。

本より消渴の疾有りて、常に金石を餌して自ら理むるも、舊疾微や増し、奄かに館舍を捐つ。茂陵の下、封禪の書を留めず、校尉の營、惟だ服食の器を餘すのみ。

死亡を遠回しに言う決まり文句「捐館舍」を含み、かつ六六四四と、字數は整っているにしろ、傍線部は直叙の形式を取って一見陸逞のみに關する記述のようである。續く四六の對句部分「茂陵之下、不留封禪之書」で司馬相如の故事『史記』卷一一七、「校尉之營、惟餘服食之器」で宣秉の故事『後漢書』卷二七に本づき、死後の身邊が清廉であった内容を示す。しかし、この前後二つの部分は死因そし

庚信の碑傳文(原田)

て死後の情況という並列の關係を持つに止まらない。すなわち、一句め「本有消渴之疾」の下敷きとして司馬相如に關する故事(「相如」常有消渴疾)『史記』彼もまた糖尿病持ちだったこと、は誰にも容易に想起されるのであって、對句部分に對して、この傍線部が導入的役割をも果たし、一方對句部分は、先行する一見陸逞の個別のエピソードを傳えるだけのような部分に、司馬相如との符合、という一種時空間を超えた廣がりを与える効果を持つ格好になっているのである。

もう一つはやはり陸逞の清廉ぶりを傳えるエピソードに於てである。

家僮暮行還、得遺錢於道、并白絶十疋、公訪得其主、即以還之。見金於路、指以示人、得錢於道、持留掛樹。方之今日、異代同風。

家僮暮行して還るに、遺錢を道に得、并びに白絶十疋あり。公其の主を訪ね得て、即ち以て之を還す。金を路に見て、指さして以て人に示し、錢を道に於て得て、持ちて樹に留め掛く。之を今日に方ぶれば、代

を異にして風を同じうす。

手つとり早くいえば、落とし物をネコババせずにはきちんと持ち主を捜し、届けた話。對句部分で比擬されているのは、「披裘負薪」で著名な延陵季子と披裘公との故事（『韓詩外傳』他）及び、道で拾ったお金を私物化せず樹木の枝へ掛けておいたところ、その樹への「お金掛け」ブームを引き起こした、という三國魏の邴原の故事（『魏志』卷十一表注引『邴原別傳』で、それと陸逞の行爲とは時代を隔てて趣を同じくするものだ「異代同風」、という庾信による評がこれを結んでいる。

さきに見た王褒のような對句主體の表現であれば、「陸逞は昔の○○のように××である」或いは「昔の○○の××も陸逞には及ばない」式の單純な擬えに過ぎない。しかしここに見てきた如く、庾信の散句と對句を交えた構造からは、「いま陸逞は××であって、昔の○○も××であったのと、似る」というように、例えば「清廉」という一つの性質をめぐる故人と陸逞の類似が、その兩者の間に在る「昔」と「今」の時間の隔たりを隠さずむしろ明かしてし

まう装置を介して、並列的或いは重層的に提示されるに至っている。そもそも文章に於ける典故の技法とは、「今」と「昔」の擬えに依據するものであるが、<sup>⑤</sup>庾信のこれは、その擬えの手のうちを明かしてしまって、それさえも文章展開の一つの装置として機能させている觀がある。表面的には、散句の混入が、駢儷文特有のリズムや内容の流れを破っているかに見える庾信の碑文であるが、それが、よくよく點檢すれば、單なる典故世界よりも一層重層的な類型的人物像の表現に結びついているのである。

さて、第三章冒頭で要約した庾信の碑文・墓誌文に於ける對偶の特徴（三）、「文心雕龍」麗辭篇の所謂「迭用奇偶」の實踐は、後に清の孫德謙『六朝麗指』では「駢散兼行」と呼ばれ、對句續きのダレを引き締める例として稱揚されている。

碑誌の文は、蔡中郎より後、皆節を逐いて敷き寫す。有唐に至りて以降は、乃ち其の體を易うるも、六朝の若きは則ち猶お中郎の矩矱を守れり。王仲寶・沈

休文より外は、庾子山を以て最も長ぜりと爲す。其の一事を敘する毎に、多く單行を用い、先に事略を將て説き明かし、然る後に故實を援引し、聯語を作成するを觀れば、此れ駢散兼行の證と爲すべし。……故に子山の碑誌諸文は、述べて行履に及ぶや、之を出だすに散を以てし、而うして駢儷の句は則ち其の下に接す。之を別種の體裁に推せば、亦た應に駢中に散有るべし。是くの如くせば則ち氣既に舒緩にして、平滯に傷われず。而して辭義も亦た復た軒爽ならん（碑誌之文、自蔡中郎後、皆逐節數寫。至有唐以降、乃易其體、若六朝則猶守中郎短襍。王仲寶沈休文外、以庾子山爲最長。觀其每敘一事、多用單行、先將事略說明、然後援引故實、作成聯語、此可爲駢散兼行之證。……故子山碑誌諸文、述及行履、出之以散、而駢儷之句、則接於其下。推之別種體裁、亦應駢中有散。如是則氣既舒緩、不傷平滯。而辭義亦復軒爽）。

孫氏のこの一節から窺うに、どうもこの「駢散兼行」は、六朝期の他の碑傳文には徐勉・沈約を別として、あまり見かけられないものらしい。しかし今見てきた通り、庾信碑

庾信の碑傳文（原田）

傳文に於ては非常にしばしば認められる。この『六朝麗指』の一節はその認識を肯うものと言える。「駢散兼行」のリズムに支えられた典故運用は、庾信の碑傳文を特徴づける人物表現の様式の一、と考えてよい。

## 五

『六朝麗指』には、前章で採りあげた「駢散兼行」とは別に、碑傳文に於ける故事・故人への比擬のしかたをめぐり庾信の作品を例に引いた、次のような指摘がある。

或るひと曰く、庾子山の周大將軍懷德公吳明徹墓誌銘に、冠軍侯の兵を用うるや、未だ必ずしも古を師とせず、武安君の士を養うや、能く人心を得。其の倫に擬えんとすれば、公を之謂う矣、と。子山自ら其の倫に擬えんとすればと言え、則ち運典は宜しく確切なるべきに似たり、と。運典確切と曰うは、固よりなり矣。然れども必ず參うるに（沈休文の法を以てすれば、乃ち枯窘を致さざるのみ（或曰、庾子山周大將軍懷德公吳明徹墓誌銘、冠軍侯之用兵、未必師古。武安君之養

士、能得人心。擬於其倫、公之謂矣。子山自言擬於其倫、則運典似宜確切。曰運典確切、固矣。然必參以休文之法、乃不致枯窘耳。

「吳明徹墓誌銘」の一節「冠軍侯之用兵、未必師古。武安君之養士、能得人心。擬於其倫、公之謂矣」の末尾二句が焦點。先行する四句で、典故運用により古人への吳明徹の比擬を既になしておきながら、重ねて「擬於其倫、公之謂矣」と言つて前四句の擬えの趣旨を我から明かしてしまうのを、確實な典故運用と見る人もいるけれども、孫氏自身の考えでは、沈約の典故用法を交えてこそよい、との意見である。ここには、比擬に於て、敘述對象と比擬對象との重なり度の合いをどうとるか、どうあるべきか、という問題が潜んでいる。

●孫氏が奨める沈約の法とは例えば「齊故安陸昭王碑文」の一節。下半分が孫氏引用の箇所、それだけではわかりにくいので先行の數句を上半分に参照させてみることにする。

●疑獄得情而弗喜、  
宿訟兩讓而同歸。┌┐

雖春申之大啓封疆、

鄧攸之緝熙萌庶、┌┐ 不能尙也。

●而惡子咸誅、被以哀矜、  
孚以信順。┌┐

南陽葦杖、未足比其仁；  
潁川時雨、無以豐其澤。┌┐

沈約の文章のうちに、典故の内容を安陸昭王の行事と比較する句はしばしば見えるが、上にも明らかな通り一度比擬してしまつてから再度重ねて比擬比較の旨を明かしたりはしていない。言わば、評論する語も對句・用典のリズムの中にすっぱり組み込まれて、だぶつたりすることがない。對して庾信の場合は、故人への比擬比較の意が十分に達せられる對句を置いてなお一言比擬比較の意を明言することが度々あり、それを孫氏は沈約の例を盾に、槍玉にあげている次第である。

實は、庾信の碑傳文三十一篇のうちには前掲部分以外にも、同様の指摘を受けるべき同趣巧の部分がかかなりある。凡そ一篇に二、三箇所割合、というところだろうか。そ

それは、錢鍾書『管錐編』では非難的となつてゐる部分であるものの、孫氏の口吻からしても駢儷文研究の立場からはそう一概に排すべきものでもなさそうである。ちよつとばかりオーソドックスではないことは確かのようなだが。例えば「吳明徹墓誌銘」では、前掲節の他に、

葛瞻始嗣兵戈、仍遭蜀滅；

陸機纒論功業、卽值吳亡。——公之任梁、未爲達也。

葛瞻は始めて兵戈を嗣ぎて、仍りて蜀の滅ぶるに遭い、陸機は纒かに功業を論じて、即ち吳の亡ぶるに値う。公の梁に仕うるは、未だ達と爲さざるなり。

この一節なども、六四の對句が表す故事のポイント、つまり葛瞻・陸機の各故事と吳明徹とが比擬されるわけ、を傍線部で重ねて述べてしまつてゐる。これは、用典の種明かしであると同時に、一種の概括の文句として上の六四對を縮める働きもしている。仕えようと心寄せる王朝が眼前で滅亡して志を達せずにいる者、古えに葛瞻・陸機あり、今に「公」吳明徹がある。葛瞻・陸機に吳明徹が擬えられてゐることは確かだが、六四の對句に散體で一言附加するス

庾信の碑傳文(原出)

タイトルで示されることによつて、對句の表す「古え」に對應する「今」という兩者の關係が強調され、結果「今」に存在感が加わつてゐる。もう一例。

昔者裨將失律、衛將軍於是待罪、

中軍爭濟、荀桓子於焉受戮。——

心之憂矣、胡以事君。

昔裨將律を失い、衛將軍は是に於て罪を待ち、中軍濟を争い、荀桓子は焉に於て戮を受く。心の憂うるや、胡を以て君に事えん。

これで「吳明徹墓誌銘」からの引用は三例めとなるが、こうして見てくると、故事・故人への比擬としての異色さも然ることながら、對句の後に續く傍線部散體句が、吳明徹についての書き手庾信による評語的な役割も果たしていることは、無視できない。對句による歴史的イメージの提示に對して、主人公吳明徹をはつきり強調する句が、そのまま書き手庾信の顔見せにもなる、つまりその部分では歴史的イメージの展開から「今」の時制へ一瞬戻るわけである。その繰り返しによつて、この墓誌文の主人公、敘述すべき

對象が誰であるのか、歴史的イメージの層の中に埋もれなかった讀者の關心を絶えず吳明徹の上に牽きつけることになる、そう讀むことは無理ではないように思える。

この獨特のリズムを伴う典故運用の形は、庾信の碑傳文のほとんどで見かけられるもので、故事に本づいた對句の後に續けて「類に連なる(連類)」「倫に擬う(擬倫)」「同年に語るべからず(不可同年語)」「何ぞ云うに足らん(何足云)」「未だ學ばず(未學)」「同じからず(不同)」などの評論的な

語彙を添加している場合が隨所で認められる。

●王武子以上將開府、未滿立年；

荀中郎爲十州都督、才險弱冠。└┘

方之於公、已爲老矣。

王武子は上將開府たるを以て、未だ立年に滿たず、荀中郎は十州都督と爲りて、才に弱冠たるを踰ゆるも、之を公に方ぶれば、已に老と爲す矣。

(齊王憲神道碑)

●生爲立廟、刻石頌功。

成都文翁之祠、非謂生前、漢陽有諸葛之碑、止論身後。└┘

比之今日、豈可同年而語哉。

生きながらにして爲に廟を立てられ、石に刻みて功を頌えらる。成都に文翁の祠有るも、生前と謂うに非ず、漢陽に諸葛の碑有るも、止だ身後を論ずるのみ。之を今日に比ぶれば、豈に年を同じうして語るべけん哉。

(同)

●趙儼之爲驃騎、正駕單車；

張堪之拜光祿、長乘白馬。└┘以斯連類、朝野榮之。

趙儼の驃騎と爲るや、正に單車に駕し、張堪の光祿を拜するや、長く白馬に乗る、斯を以て類に連ね、朝野之を榮とす。

(莫陳道生墓誌銘)

こうしたややや念の入り過ぎる典故運用が「儼事」すなわち對句の體例を潰している、というのは錢氏の意見。また前掲の通り、孫氏は「運典」の法としてやや不滿を表明している。兩者の非難の趣旨も頷かれぬことはない。しかし、第三章で検討した履歷書的傾向と併せて、このように駢儼

體のリズムに緩急をもたらず形式が、偶然にせよ故意にせよ、よりははつきりと庾信の『今』に敘述對象、を對句の生み出す『古え』のイメージに對比して示す、という人物描寫に繋がっていることは確かであつて、やはり六朝以來の碑傳文の流れの中で、注目に値することである。これを比擬の問題として見れば、似通つた二つ以上のものの區別を曖昧化させ一事一物に限定されないイメージの擴がりを現出する、という比擬本來の効果を借りつつ、方や、比擬するもの・されるものとの間を曖昧にせず、比擬の主眼がどこに在るかを明示する態度、と見ることができるとして結果的にはそれが、敘述對象を、典故もたらず歴史的人物のイメージの層への埋没から救つていたのである。

ところで、このような對句形式が、千字前後の膨大な分量の中で、二箇所挿入されるだけの場合と、四、五箇所或いはそれ以上、例えば段落の切れ目ごとに頻出するのでは、一篇に於けるその存在意義が相當違つてくるだろうことは容易に想像がつく。何しろ「吳明徹墓誌銘」と同様、

庾信の碑傳文(原田)

このような對句の型が頻出するのは「柳遐墓誌銘」である。

●王祥佩刀、世爲卿族；——

鮑永驄馬、家傳司隸。——

以此連類、差無慚德。

(柳遐墓誌)

●魏侯之見劉廙、不覺斂容；——

漢主之觀田鳳、遂令題柱。——

比之今日、曾何足云。

(同)

●昔馬游志氣、爲馬援所知；——

班嗣才學、爲班彪見賞、——

復聞於今日矣。

(同)

など、話題の替わりめで必ずと言ってよいほど挟まれていく。「吳明徹墓誌」については、經歷敘述部分で編年的記載法に由らないことを第三章で、また他の多くの碑傳文に見られるような類型的傳頌部がないことを第二章で、それぞれ言及してきた。今また四六對の直後に評語的散體句が追加する形式の具體例として比較的丁寧に見てみて、それがかなり多く認められることを知った。一方の「柳遐墓誌銘」も第二・第三章での検討を通して、吳明徹の場合とほ

ば同じ型の敘述がなされていることを、その都度確認してきた。そしてここでの符合。これはもはや、單なる偶然の一致などではないだろう。兩篇とも、墓誌銘としての體裁を維持しながら、常に庾信作の碑傳文の中で多數派に屬する形式に由らず、少數派の趣向を示す。なぜだろう。やはり、對象の二人、吳明徹・柳遐が庾信自身と相通じる境遇を抱えた人物である、という條件が關與している、と見るのが自然ではないだろうか。

ここで再び、書き手と對象人物の距離の問題が、覗いてくる。故事に本づいた對句の後ろに散句を付して、リズムの上では對句の滑らかな流れを頓挫させ、その斷絶の効果も借りて内容の上では、その文章の主人公へ、つまり「今」へ讀者の目を引き戻す、その趣向を一篇のうち何度も繰り返すことは、當然主人公の存在の強調ともなるが、同時に對象を強調しようとする書き手の意思の表れそのものとも言える。これは書き手が、對象人物を評する句を介して、單なる書き手の立場から一步踏み込み、對象人物との距離を縮めたところに立って語る存在なる自己を、文の上に反

映させている場合と、捉えることができるだろう。つかみどころのなさそうに映る三十一篇の碑傳文も、こうして検討してみると、幾つかの特長とそれに伴う作品同士の微妙な傾向の相違が見えてきたように思われる。

## 結 び

以上、庾信碑傳文を、その特長となる事柄に即して點檢してきた。主に對象人物の經歷を述べる部分と頌の部分に於て重點的に窺われる、その特長とはすなわち、年譜的内容に於ける編年型と非編年式在來型の使い分け、散句の挿入による所謂「駢散兼行」に伴う獨特の破調、典故運用の對句プラス論評的語彙という型による人物像の提示、であった。また、頌の部分に於けるかなり露骨な類型的表現の中にも少數ながら對象の「個」に即した書き分けの緒が認められた。こうした幾つかの特長に、常に何らかの——對句の滑らかさを破るのを主として——リズム効果が伴う傾向を重視するならば、典故と對句で類型化の袋小路に陥りやすい性質を具える駢儷體碑傳文に於ける、マンネリ解消

とても言うべきものが結果としてここに實現しているように受けとめられる。それは單調になりがちなこの長い「傳記」を、聞き手受け手を如何に飽きさせずに聞かせるか、讀ませるか、という碑傳文にふさわしい實際的な配慮であったのかも知れない。

各篇、それらが相俟ってそれぞれ死者生前の「個」の表現に至っている。一篇一篇がどのような他者像を結んでいるか、について本論で十分に満足とは思われない、否、ようやくその解明のための外堀を埋めたに過ぎない。今後さらなる追求の必要があることを承知しつつ、本論の段階で次のように結ぶことは許されよう。すなわち、ここに見た「個」、とは言ってももちろん、その言葉から予想されるような敘述對象その人だけの絶對無二の「個」としてではなく、隙間のない典故のイメージが齎す、既にある何らかの人物像の類型として語られることになる點では、六朝期碑傳文の流れから逸脱するものというわけではない。しかしながら、本論中、折にふれて注意してきた通り、吳明徹や柳遐のような人物を對象とした場合、その墓誌文の敘述は、

庾信の碑傳文(原田)

庾信碑傳文全體の特長のうちに一々例外を添えることになり、それが庾信と對象との距離を表現に於て反映したものととなっていた。これは、今日的な意味での「個」の表現には程遠いとは言え、少なくとも對象の「個」に書き手庾作が微妙に對應した結果と言えるだろう。そしてその表れ出た敘述對象とのさまざまな距離に於て、書き手庾信の「個」も、見え隠れしているのである。

注

- ① 吉川幸次郎・小川環樹『中國の散文』(中國詩文選1、一九八四年、筑摩書房)中、吉川幸次郎「敘述の文——人間を對象とするもの——」(「中國の文の文學」)には歴史記述と碑誌傳狀の文學をめぐる考察が示されている。また小川環樹「敘事の文上——紀傳と編年史——」「同下——逸事の人物像——」(「中國散文の諸層」)。また、本論では、専ら書き手にとって「他」なる人物を對象とする敘述について考察を試みるものであるが、もちろん文學史の上にはもう一つ「己れ」なる人物を敘述する文章も展開している。川合康三『中國の自傳文學』(一九九六年、創文社) 参照。

- ② 徐師曾『文體明辨序說』には、「行狀」から始まって一續きに「述」「墓誌銘」「墓碑文」「墓表」「訟議」「傳」「哀辭」「誄」「祭文」「弔文」まで計十二種の文體について

説かれてゐる。ほかに、中田勇次郎「中國の墓誌」(『中田勇次郎著作集』第二卷、一九八四年、二玄社)「墓誌の文章」に、墓誌を軸とした論ではあるが、諸文體間の異同が言及されている。また前掲注①『中國の散文』一〇〇—一頁も参照。

③ 封墓之文、自中郎以上罕著於簡策、魯闡里之石槨、陳都門之佳城、辭近讖言、未足徵信。逮乎齊梁周魏之世、王・沈・溫・庾、鑿鑿竝馳、或病枝離、或傷華縵、猶難語該而要、雅而澤之旨、矧其下也。唐賢既興、首推昌黎、朱弦更張、古韵未泯。

④ 前掲注①『中國の散文』(「碑誌傳狀の」)文學が量的にも質的にも、確固たる位置を文學史に占めるのは三千年の文學史の中ほど、唐の中頃以來である。……(六朝時代の墓誌は)人間の事實を韓愈以後のごとく描寫するには不便な文體であつた(三八頁)。

⑤ 人物の生涯を對象として傳記的に敘述するものとして『庾子山集』中の一編「周使節大將軍廣化郡開國公丘乃敦崇傳」(卷十一)も、碑誌傳狀の文として考えることができると思われる。

⑥ 王瑤「徐庾與駢體」(『中古文學論集』一九八二年、上海古籍出版社)。また土屋昌明「庾信の碑銘について」(『費振剛著「銘文と碑文」譯稿」附、「富士フェニックス論叢」第一號、一九九三年)では、庾信の碑銘のうち「吳明徹墓誌銘」「思舊銘」に關する検討、及び庾信の碑銘が「六朝文學にお

ける碑銘の到達點を示した」こととそれを承けた初唐文學との關係についての考察が示されている。

⑦ 土屋昌明「自傳としての庾信「哀江南賦」」(『國學院中國學會報』第三八輯、一九九二年)。拙論「哀江南賦」論——鋪陳に於ける時間——(『中國文學報』第四九冊、一九九四年)。

⑧ 趙王招との間には「奉和趙王春日」「奉和趙王隱士」等、唱和詩が十五篇以上及び啓文數篇(卷八)が見られるが、特に「趙國公集序」(卷十二)は、趙王の文章について述べ稱えたもので、ポイントを絞って人物を稱える性格を持つ文の一例として、本論第二章の參考にもできる。一方、滕王道に關しては、王が寄せた「庾子山集序」への謝辭「謝滕王集序啓」ほか「謝滕王寶巾啓」「謝滕王寶馬啓」等、謝禮の啓文に限られるが、交流を窺わせる材料には違いない。

⑨ 「思舊銘并序」の題下倪璠注に「思舊銘者、悼梁觀寧侯蕭永作也。觀寧之卒、王褒有送葬之詩、子山著思舊之銘。……子山與蕭・王二君同時羈旅、是篇皆其鄉關之思」。その銘の「序」文は、本論の碑文・墓誌文との比較に有益な存在と言え、内容的には倪注にも見えるごとく「鄉關之思」に満たされ、その表現は典型的な四六基調の駢儷體文となっている。なお、前掲注⑥土屋氏論文参照。

⑩ 「周禮」春官・大史に「大喪、執灋、以激勸防。造之日、讀誦」。

⑪ 前掲注①引『中國の散文』「敘述の文——人間を對象とするもの——」参照。特に韓愈の、友人知人を對象とした墓誌銘に關する論述は同書二六〇三四頁。

⑫ 前掲注②中田氏論文に「文體の構造」の一節があり、明の王行『墓銘舉要』の示す十三の要項「諱、字、姓氏、鄉邑、族出、行治、履歷、卒日、壽年、妻、子、葬日、葬地」を引き、さまざまな順序の組み替えもあることなど論じておられる。墓誌文に關しての説であるが、これをも参考しつつ、實際の碑文・墓誌文に即して概括すれば「出自・經歷・頌」そして「銘」が加わる、という構造で捉えられるだろう。なお誄をめぐっては、福井佳夫「六朝文體論——誄について——」(『中國中世文學研究』第十四號、一九七九年)、林香奈「漢魏六朝の誄について」(『日本中國學會報』四五集、一九九三年)があり、誄の形式を「序・出自・頌・哀」の四大部分構成と捉えるのが、定着しつつあるようである。本論では、林氏論文に於て六朝期に於ける誄と碑・誌銘のスタイルの融和の過程が考證されているのに鑑みながら、碑誌の主要部として無視し難い、銘以外の文について、右のような構成で捉えるものである。

⑬ 神道碑文で頌に相當する部分が認められるのは十二篇中八篇、墓誌文のほうはやや少なく九篇中、四篇。婦人の銘にはなべて見られない。無論、こうした比率には墓碑と墓誌との規模の違いが多少關與していることが予想される。

庚信の碑傳文(原田)

⑭ 錢鍾書『管錐編』第四册一五二七頁。「庚信(周上柱國齊王憲神道碑)」。按信集中銘幽諛墓、居其大半；情文無自、造語謀篇、自相踏襲。雖按其題、各人自具姓名、而觀其文、

通套莫分彼此。惟男之與女、撲朔迷離、文之與武、貂蟬兇牟、尚易辨別而已。……庚信碑誌、有兩憤技。一：駢文儷事、本借古比今。……信敘墓中人生平時、每於儷事後、亟自評所儷事之切當抑參差、藉作頓挫。本《碑》即有四處……其謂「連類」「擬倫」者、未必貼合；謂「不可同年語」、「何足云」者、又每爲所儷事不貼合之飾詞；謂「未學」「不同」者、直是無事可儷而強儷事之供狀、譬如自首之得減罪也」

⑮ 第三章(二)を参照。

⑯ 前掲注⑭傍線部参照。

⑰ 本論第三章冒頭部及び第四章所引孫德謙『六朝麗指』參照。//駢散兼行//の語を用いて述べるのは孫氏。

⑱ 例えば、「公器宇淹曠、風神透遠、璣鏡照林、山河容納、置樽待酌、懸鍾聽扣、聲動天下、光照四鄰」(「齊王憲碑」)、「公經德秉哲、體道居貞、履貴思沖、居盈念損」(「慕容公碑」)、「公儀表外明、風神內照、器量深沈、階基不測。事君惟忠、事親惟孝、言爲世範、行爲士則」(「步陸送碑」)等、少しずつ異なっているが、どれも同じカテゴリーを出るものではない。また中にはいきなり「公入仕四十五年、身經一百六戰。通中陷刃、疾甚曹參、刮骨傳藥、事同關羽」(「紇干公碑」)と武勇傳に入っただけに話題が終始してしまう

場合もある。

⑱ 輿膳宏『庚信』(一九八三年、集英社)(三)——二「歸田の夢」に、「小園賦」他に即した論がある。

⑲ 『文鏡秘府論』については、輿膳宏譯注『文鏡秘府論』(『弘法大師空海全集』第五卷、一九八六年、筑摩書房)參照。

⑳ 『文心雕龍』書記篇に「狀、貌也。……先賢表諡、並有行狀」と簡単な解説があるが、さらに『文體明辨序説』の「行狀」の項ではこの『文心雕龍』を引用して後「蓋具死者世系、名字、爵里、行治、壽年之詳、或隸考功太常使議諡、或隸史館請編錄、或上作者乞墓誌碑表之類皆用之」と説いている。つまり、諡を決定してもらったり、正史に傳を採用されたり、他ならぬ碑文・墓誌文を頼んで起草してもらったりの際に、その資料となる文章ゆえに、履歷功績事項がことさらに詳細に記述されるジャンルであった。なお『文心雕龍』で各種文章形式について網羅的に解説する篇で扱われていること、また『文選』で卷六〇に任昉「齊竟陵文宣王行狀」一篇のみの採録であることから推しても、六朝期に於て行狀はあまり「文章」として重きをなしていなかったらしい。

㉑ 例えば「唐右將軍魏哲神道碑」「唐昭武校尉曹君神道碑」(卷八)などでは、時を直示する編年式の敘述が目にとまる。倪璠注の『庾子山集』には、實際は楊炯撰に成る「彭城公夫人爾朱氏墓誌銘」「伯母東平郡夫人李氏墓誌銘」(卷一六)二

篇が誤って収録されているが、これについて倪氏は「初唐四傑去庚最近、餘喜其文似開府、遂不忍去、因附注釋」と言っているが、庚信以後初唐に於ける碑傳文の展開をさらに追究しようとするれば、この楊炯が眼目になるのではなからうか。

㉒ 徐勉「故永陽敬太妃墓誌銘」(『古刻叢鈔』所收)では「其先周靈王之後、自秦漢逮於晉宋、世載光□、羽儀相屬。既以備於前志、故可得而略焉」とある。この沈約・徐勉二例に本づいて孫氏『六朝麗指』は「吾於此悟、作文之法、有不待詳備、特又不可過略者」と言って、文の詳略をわきまえた文の例に推している。

㉓ 婦人を對象とする墓誌文は、軒並み短いこともあって、この場合檢討對象とはし難い。それを除いた二十一篇の中での割合である。

㉔ 前掲注②中田氏論文「墓誌の文章」に「碑の本質は公的な記録であり、事實の年月を明記するのに對して、墓誌はあくまでも私的なもので、事實の記録を本旨とするものではない」(『著作集』四八四頁)とある。但し「事實の年月」の記しかたの實情については、必ずしもそうきっぱりと整理してしまえるものではないこと本論で點檢する通りである。

㉕ 「墓誌」の當該部分と重なる語彙・語句に波線を付してみると、次の通り。

「更討信州、賊山彰、尋寶渝特險、峽路五尺、組約纒通；懸水三門、橋飛濟渡。既而風行草偃、谷靜山空、前後

平十一城、獲九千餘口、馬蹄平樂、金輸水衡」

- ②7 一部例を示すと、「大同元年、年十六、封豐城縣開國侯、食邑五百戶。……大同元年、入直殿省。其年、轉太子中書舍人。……大同三年、授持節、仁威將軍、譙州刺史」

- ②8 例えば、李兆洛『駢體文鈔』王志堅『四六法海』いずれにも所收。また前掲注⑥土屋氏論文参照。

- ②9 及湘州刺史華皎陰有異志、詔授明徹使持節、散騎常侍、都督湘桂武三州諸軍事、安南將軍、湘州刺史、給鼓吹一部、仍與征南大將軍淳于量等率兵討皎。皎平、授開府儀同三司、進爵爲公（『陳書』卷九、一六一頁）。

- ③0 北族の八姓について詳細は宮崎市定『九品官人法の研究』（一九五六年、東洋史研究會。のち一九七四年、同朋舎。のち『全集』第六卷所收）第二編第五章七「姓族の詳定」参照。典故をはじめとする駢儷文の文體的特質については鈴木虎雄『駢文史序説』（一九六一年、油印本）及び福井佳夫「六朝美文序説（一）」（七）「六朝美文による歴史敘述をめぐって——六朝美文序説補遺——」（上）（中）（下）」『京大學文學部紀要』第二七號二〜四卷、二十八號一〜四卷、二十九號一・三・四卷、三十號一・二卷、一九九二〜一九九五年）参照。

- ③2 前掲注⑭錢氏書。